

若宮町内会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、若宮町内会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員の相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃、美化など環境整備に関する事
- (3) 集会施設その他資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事。

(区域)

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市宮城野区岩切字若宮前
(17番地から48番地まで、52番地から64番地の1まで、65番地から88番地の2までの区域)
- (2) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前
(1番地から88番地の1で、91番地の1から91番地の3まで、92番地1、93番地の1から93番地の2まで、126番地の2から126番地の4まで、126番地の12、126番地の21、126番地の42から126番地の53まで、144番地の1から156番地までの区域)
- (3) 仙台市宮城野区岩切字大前
(74番地から130番地までの区域)
- (4) 仙台市宮城野区岩切字青津目
(1番地から26番地まで、102番地の2から108番地の25まで、112番地の1から112番地の13まで、130番地の1から138番地の23までの区域)
- (5) 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口
(1番地から17番地まで、38番地の2から39番地の8まで、43番地から49番地まで、82番地の32から82番地の40までの区域)

- (6) 仙台市宮城野区岩切字観音前
(全域)

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 第3条に定める区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。

- 2、会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(入退会及び資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2、会員が退会したとき、死亡したとき及び第3条に定める区域外に住所を移した時は、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

第3章 役 員

(役員の種別及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 専門部長 | 5名 |
| (5) 副 部長 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 理事 | 若干名 |

- 2、会長、副会長、会計、監事は、総会において会員の中から選任する。
- 3、専門部長は、会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 4、副部長は、役員会の推薦を得て、会長が承認し、総会にて報告する。
- 5、理事は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3、会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

4、専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

5、監事は、次の業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査する。

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある時は、総会の招集を請求し、又は招集すること

6、理事は、本会の重要事項について審議し、会長を補佐する。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3、役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なわなければならない。

第4章 組 織

(専門部)

第11条 本会に、次の専門部を置く。

(1) 総務部

(2) 環境衛生部

(3) 体育部

(4) 女性部

(5) 防災防犯部

(班及びブロック)

第12条 本会の運営を円滑、効率的に行うため班を置き、班ごとの連絡調整を行うためブロックを置く。

2、各班では、会員の中から班長・副班長・衛生部員・女性部員を選出する。

万が一班長が職務を遂行出来なくなったときは、副班長が代行する。又副班長・衛生部員・婦人部員が同じく職務を遂行出来なくなった時は班長が代行する。

3、各ブロック長は、各ブロックの中で班長の中から選出する。

(連合組織)

第 13 条 本会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2、定期総会は、毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会員の 5 分の 1 以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、又は、監事から第 9 条第 5 項第 4 号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

(権限)

第 15 条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

(招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。ただし、第 9 条第 5 項第 4 号の規定によるときは、監事が招集することができる。

2、総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(成立要件及び議決)

第 18 条 総会は、会員をもって構成し、会員の 1/3 の出席で成立する。ただし、やむを得ず出席できないため、委任状を提出した会員については、出席者数に加えるものとする。

但し、自然災害及びウイルス感染症拡大等により、総会を開催することが困難となった、又は会合の制限等により、会員の 1/3 の出席を求める事が出来ない場合は会長の判断に基づき、書面による表決を行う事が出来る。

2、総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

書面による場合は集計後回覧によって賛否の結果を報告する。

(議事録等)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とともに署名、押印しなければならない。

第 6 章 役 員 会

(構成及び権限)

第 20 条 役員会は、会長、副会長、会計、専門部長、副部長をもって構成する。

2、役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(招集)

第 21 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が招集する。

(議長)

第 22 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立要件及び議決等)

第 23 条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員について出席者に加える。

2、役員会は、役員の過半数の出席を持って決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

3、役員会の議事については、第 19 条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

第 7 章 理事会及び班長会議

(理事会の構成及び権限)

第 24 条 理事会は、すべての役員をもって構成する。

2、理事会は、重要案件等について各理事より広く意見を聴き、会の運営の参考にする。

(理事会の招集)

第 25 条 理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

(班長会議の構成及び権限)

第 26 条 班長会議は、会長、副会長、会計、専門部長、副部長、各班長、各ブロック長をもって構成する。

2、班長会議は、会の事業計画を円滑に行うために、趣旨を説明、協力を得るために開催し、会の周知徹底を図る。

(班長会議の招集)

第 27 条 班長会議は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 31 条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後 3 月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会則の変更

(会則の変更)

第 33 条 この会則を変更するときは、総会において出席した会員の 4 分の 3 以上の同意

を得、かつ、仙台市長の認可を受けなければ変更することができない。

第10章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第35条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附則

本会則は、平成	4年	1月から施行する。	
本会則は、平成	6年	1月から施行する。	
本会則は、平成	8年	1月から施行する。	
本会則は、平成	9年	1月から施行する。	
本会則は、平成	11年	1月から施行する。	
本会則は、平成	13年	4月から施行する。	
本会則は、平成	15年	4月から施行する。	
本会則は、平成	16年	4月から施行する。	
本会則は、平成	17年	4月から施行する。	
本会則は、平成	22年	4月から施行する。	
本会則は、平成	24年	4月から施行する。	
本会則は、平成	25年	4月から施行する。	
本会則は、平成	28年	4月から改正施行する。	
本会則は、令和	3年	4月から改正施行する。	第5章 第18条1・2項
本会則は、令和	4年	4月から改正施行する。	第4章 第12条2・3項
本会則は、令和	5年	4月から改正施行する。	第5章 第18条1・2項
本会則は、令和	6年	4月から改正施行する。	第1章 第3条2項
			第4章 第11条(4)
本会則は、令和	7年	4月から改正施行する。	第3章 第8条(5)
			第5章第18条・ 第6章 第20条・ 第7章 第26条